

元本確保型

とりぎんDC定期預金 (1年)

元本確保型の運用商品です

運用商品の選定理由

鳥取銀行の預金支払能力は専門の格付機関から適格水準以上との評価を得ており、確定拠出年金法における元本確保型商品として選定しました。なお、当運用商品は預入時に金利が確定し、満期時および中途解約時において元本が確保される安全性の高い運用商品です。

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等
(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関となります。)

3. 預入期間

1年(満期日は預入日の1年後の応当日です。)

4. 商品提供会社(商品提供金融機関)

株式会社鳥取銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は、市場金利の動向等に応じて決定します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用する固定金利です。

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をもとに、半年複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取扱い

満期日に利息を元本に組入れて同一の期間で自動継続します。利率は満期日時点の利率を適用します。
なお、満期日前に解約される場合には、「11.中途解約の取扱い」の利率を適用し、元本と利息を払戻します。

11. 中途解約の取扱い

満期日前に中途解約する場合は、約定期間および預入日から解約日の前日までの期間に応じて、次の期限前解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息を元本とともに支払います。

- ・6ヶ月未満:解約日における普通預金の利率
- ・6ヶ月以上1年未満:約定利率×50%

※ただし、満期時前の解約であっても、加入対象者の運用意思のない解約事由(老齢給付金、死亡一時金、障害給付金、転職による資産移換)である場合、約定金利を適用します。

12. 一部解約の取扱い

この預金については元本の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた「11.中途解約の取扱い」の利率を適用して計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、満期日に一部解約後の残金に組入れて同一の期間で自動継続します。

13. お申込み単位

預入金額は1円以上1円単位です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持分の計算方法

当運用商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されます。

16. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、自動継続します。また、満期前に中途解約（一部解約を含みます）した場合でも、「11.中途解約の取扱い」の利率を適用し、元本と利息を払戻します。商品提供金融機関の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息については保護されないおそれがあります。

17. 預金の保護のしくみ

当運用商品は預金保険制度の対象になります。

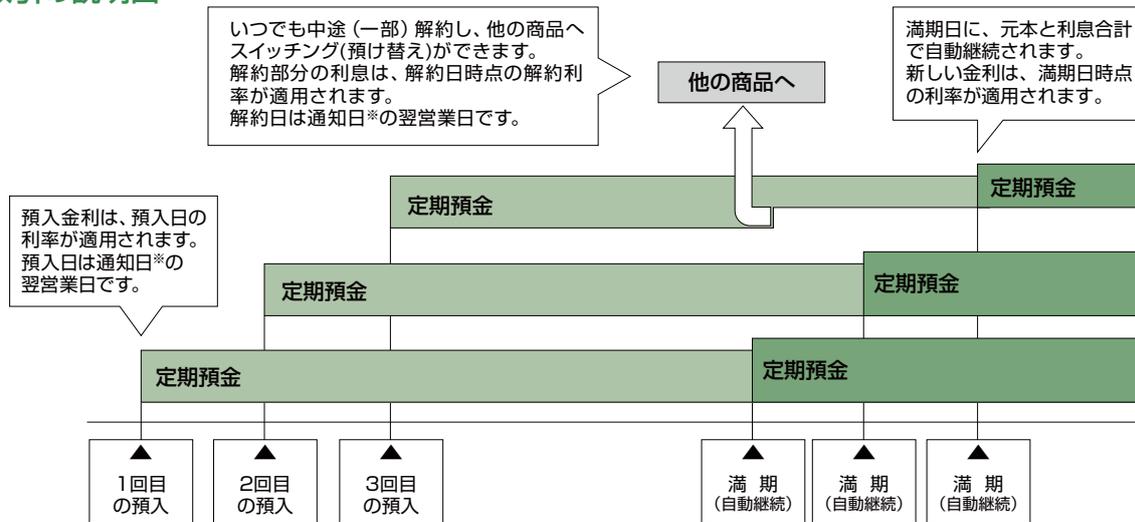
預金保険制度においては、当座預金や利息の付かない普通預金等は、「決済用預金（※）」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などについては、一金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。

（※決済用預金…無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金）

なお、金融機関名義の預金は預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして、預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、同じ商品提供金融機関に当運用商品以外の預金または金融債（保護預り専用商品に限ります）があるときは、その預金等を優先し、当運用商品と合計で元本1千万円までとその利息が保護の範囲となります。

お取引の説明図



※通知日：加入者様の運用指図の内容を資産管理機関や商品提供金融機関に通知する日です。

掛金・移換金による預入 通知日は拠出日（移換日）の翌営業日です。

スイッチング（預け替え） 解約：通知日は受付けた営業日の翌営業日です。

預入：通知日は同時に行った解約（換金）代金の入金日です。

■当預金商品は預金保険制度の対象商品です。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して、当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当該預金商品の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、運営管理機関（損保ジャパン日本興亜DC証券）が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しました。